

平成27年度

越前市財政健全化
判断比率等審査意見書

越前市監査委員

越監第 157 号

平成28年 8月 24日

越前市長 奈良 俊 幸 様

越前市監査委員 塚 崎 正 巳

同 増 田 仁 視

同 佐々木 富 基

平成 27 年度越前市財政健全化判断比率

及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成27年度越前市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

目 次

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	2
第3 審査の方法	2
第4 審査の結果	2
1 審査意見	2
2 財政健全化判断比率などの分析	3
(1) 財政健全化判断比率	4
ア 実質赤字比率について	4
イ 連結実質赤字比率について	5
ウ 実質公債費比率について	6
エ 将来負担比率について	7
(2) 資金不足比率	8
(3) 参考資料	9

注 記

- 1 文中の金額は、原則として千円単位で表示し、単位未満は切り捨てた。
- 2 各表中及び図中の比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示する。
したがって、比率の合計と内訳とが一致しない場合がある。
- 3 「△」は、負数を表し、増減を示す場合は減を表す。
- 4 「－」は、該当数値のないものである。

平成 27 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

第 1 審査の対象

平成27年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

なお、財政健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計は、下表のとおりである。

財政健全化判断比率などの対象会計

区分・会計名など			実 質 赤 字 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 費 公 債 比 率	将 来 負 担 率	資 金 不 足 率	
ど	一般会計な	一 般 会 計	↑ ↓	↑	↑	↑		
公 営 事 業 会 計	一般会計など以外 の特別会計のうち 公営企業に係る特 別会計以外の会計	介 護 保 険 特 別 会 計		↑	↑	↑		
		後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計		↑	↑	↑		
		国 民 健 康 保 険 特 別 会 計		↑	↑	↑		
	公 営 企 業 会 計	法適用	水 道 事 業 会 計		↑	↑	↑	↑
			工 業 用 水 道 事 業 会 計		↑	↑	↑	
		法非適用	簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計		↑	↑	↑	
			下 水 道 特 別 会 計		↑	↑	↑	↓
一 部 事 務 組 合					↑			
第 三 セ ク タ ー な ど						↑		

平成 27 年度の対象会計は、一般会計などは一般会計のみであり、公営事業会計は 7 会計である。

第2 審査の期間

平成28年7月22日から平成28年8月3日まで

第3 審査の方法

市長から提出された財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令の規定に沿って適正に作成されているかなどに主眼を置き、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された平成27年度決算に基づく財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係諸帳簿と符合しており、関係法令の規定に沿って適正に作成されているものと認められた。

なお、審査意見及び財政健全化判断比率などの分析は、次のとおりである。

1 審査意見

平成27年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれの指標も健全化計画などの策定が義務づけられる早期健全化基準・経営健全化基準を下回っており、財政の健全性が保たれている。

「実質公債費比率」については、10.4%となり0.2ポイント改善している。平成27年度単年度比率は10.7%で、その内訳は、標準財政規模3億2,886万7千円の増をはじめ、地方債の元利償還金1,686万円の増、準元利償還金3,349万7千円の減、都市計画税充当可能額などの特定財源1億654万3千円の減、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額4,743万9千円の減となっている。

市債については、引き続きできる限り新規発行を抑制し、低金利借換えを実施するとともに、合併特例債や臨時財政対策債など後年度交付税措置のある市債発行などに努め、将来の世代に過大な負担を残さないよう努められたい。なお、実質公債費比率の福井県内市町などの状況（平成26年度）は、巻末参考資料のとおりである。

「将来負担比率」については、87.9%となり4.0ポイント増加している。内訳をみると、一般会計の市債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債など繰入見込額、一部事務組合など負担見込額の増、退職手当負担見込額の減などにより、将来負担額が26億206万1千円、財政調整基金などの充当可能財源などが16億2,274万8千円、それぞれ増となっている。なお、将来負担比率の福井県内市町などの状況（平成26年度）は、巻末参考資料のとおりである。

本市では、新庁舎の建設や武生中央公園の再整備、スポーツ施設の再配置、そして今後予定されている北陸新幹線「南越駅」(仮称)周辺整備などの大型プロジェクトによる多額の財政負担が現実視されるなど、厳しい財政状況におかれている。また、福祉対策、防災対策、中心市街地活性化、人口減少への対応など多くの行政課題も山積している状況である。

今回求められた比率から財政状態が健全であると楽観視せず、今後とも中長期的視点に立ち、財政の硬直化を招くことのないよう健全財政の維持に努められたい。

2 財政健全化判断比率などの分析

財政健全化判断比率などの推移

(単位:%)

健全化判断比率	H25年度	H26年度	H27年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	12.5	20.0
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	17.5	30.0
実 質 公 債 費 比 率	11.2	10.6	10.4	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	83.7	83.9	87.9	350.0	—
資金不足比率	H25年度	H26年度	H27年度	経営健全化基準	
水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0	
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	—	—		
簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	—	—	—		
下 水 道 特 別 会 計	—	—	—		
計	—	—	—		

- ※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、各会計の資金不足比率は、ともに赤字又は資金不足が生じていないため「—」で表示
- ※ 早期健全化基準及び経営健全化基準以上となった場合、財政（経営）健全化計画の策定と外部監査の要求が義務付けられる。
- ※ 財政再生基準以上となった場合、財政再生計画の策定と外部監査の要求の義務付けのほか起債が許可制となる。
- ※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率における早期健全化基準の数値は、本市の標準財政規模に応じて政令で規定された方法により算定したものである。

(1) 財政健全化判断比率

ア 実質赤字比率について

実質赤字比率とは、一般会計などの赤字の深刻度を表す指標で、一般会計などを対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{実質赤字比率（-％）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額（0）}}{\text{標準財政規模（19,931,179千円）}}$$

審査にあたっては、実質収支額が正確に計上されているか。また、翌年度に繰り越すべき財源が正確に計上されているかを主眼として実施した。

この比率が対象となる会計は、一般会計である。

平成 27 年度一般会計実質収支額の算出は、歳入総額 395 億 8,831 万 5 千円から歳出総額 381 億 9,143 万 8 千円を差し引いた歳入歳出差引額 13 億 9,687 万 7 千円に対して、翌年度に繰り越すべき財源 1 億 8,422 万 1 千円をさらに差し引いたもので、12 億 1,265 万 6 千円の黒字となっており、実質赤字額は発生していない。そのため、実質赤字比率は「該当なし」となる。なお、財政健全化計画を作成しなければならないとする実質赤字比率の早期健全化基準は、12.5%である。

標準財政規模の額は、標準税収入額など 132 億 5,138 万 6 千円、普通交付税額 50 億 4,328 万 4 千円、臨時財政対策債発行可能額 16 億 3,650 万 9 千円の合計 199 億 3,117 万 9 千円である。

一般会計などの実質収支額の状況は、第 1 表のとおりである。また、標準財政規模の額は、第 2 表のとおりである。

第 1 表 一般会計などにおける実質収支額 (単位:千円)

区分 \ 年度	H27 年度	H26 年度	増減額
一 般 会 計	1,212,656	1,157,109	55,547

第 2 表 標準財政規模の額 (単位:千円)

区分 \ 年度	H27 年度	H26 年度	増減額
標 準 税 収 入 額 等	13,251,386	12,770,686	480,700
普 通 交 付 税 額	5,043,284	4,960,878	82,406
臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額	1,636,509	1,870,748	△234,239
合 計 (標 準 財 政 規 模 の 額)	19,931,179	19,602,312	328,867

イ 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、地方公共団体全体としての赤字の深刻度を表す指標で、一般会計、特別会計、公営企業会計の全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{連結実質赤字比率(}\%) = \frac{\text{連結実質赤字額 (0)}}{\text{標準財政規模 (19,931,179千円)}}$$

審査にあたっては、一般会計などの実質収支額及び公営事業会計の資金不足・剰余額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

平成27年度の連結実質収支額は、38億9,430万2千円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。そのため、連結実質赤字比率は、「該当なし」となる。なお、財政健全化計画を作成しなければならぬとする連結実質赤字比率の早期健全化基準は、17.5%である。全会計の連結実質収支額及び資金不足・剰余額は、第3表のとおりである。

連結実質収支額の算出は、一般会計などの実質収支額12億1,265万6千円に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の実質収支額1億5,211万5千円、公営企業会計の法適用会計の剰余額25億2,643万7千円及び同法非適用会計の剰余額309万4千円を加えたものである。

第3表 全会計における連結実質収支額及び資金不足・剰余額 (単位:千円)

区分		年度	H27年度	H26年度	増減額	
一般会計など	小計 (A)		1,212,656	1,157,109	55,547	
公営事業会計	国民健康保険特別会計		796	3,468	△2,672	
	介護保険特別会計		150,331	167,394	△17,063	
	後期高齢者医療特別会計		987	366	621	
	小計 (B)		152,115	171,228	△19,113	
	公営企業会計	水道事業会計		2,350,753	1,796,589	554,164
		工業用水道事業会計		175,684	142,590	33,094
		小計 (法適用) (C)		2,526,437	1,939,179	587,258
簡易水道事業特別会計			0	14,978	△14,978	
下水道特別会計			3,094	2,397	697	
	小計 (法非適用) (D)		3,094	17,375	△14,281	
合計 (A+B+C+D)			3,894,302	3,284,891	609,411	

ウ 実質公債費比率について

実質公債費比率とは、実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標で、実質的な公債費の標準財政規模に対する比率であり、前3か年の平均値で示される。この指標が、高くなるほど公債費のウエイトが大きくなることで財政の弾力性が低下し、その資金繰りの深刻度が増すことになる。

	(3,989,787 千円)	(1,607,703 千円)	(550,224 千円)	(3,259,368 千円)
実質公債費比率	(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金			
(単年度)	=	に係る基準財政需要額算入額		
(10.7%)	標準財政規模	-	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	
	(19,931,179 千円)		(3,259,368 千円)	

審査にあたっては、準元利償還金、地方債償還額に充当した都市計画税充当可能額などの特定財源、基準財政需要額に算入された公債費などが正確に計上されているかを主眼として実施した。

平成27年度の実質公債費比率(3か年平均)は10.4%であり、前年度より0.2ポイント改善している。
(平成27年度単年度比率:10.7%)

本指標の早期健全化基準25.0%とは下回っており、公債費の財政負担が標準財政規模などに比して著しく過大な状況にはないことが認められる。また、本市の不行財政構造改革プログラムの目標値(平成28年度末)は15.0%以内である。実質公債費比率の内訳は、第4表のとおりである。

第4表 実質公債費比率の内訳

(単位:千円)

区分		年度	H27年度	H26年度	増減額
地方債の 元利償還金	公債費(A)		3,989,787	3,972,927	16,860
準元利 償還金	① 特別会計への繰出金		890,371	879,687	10,684
	② 一部事務組合負担金		370,611	409,220	△38,609
	③ 公債費に準ずる債務負担行為		346,721	352,293	△5,572
	小計(B)		1,607,703	1,641,200	△33,497
特定財源	① 貸付金償還金		0	28,000	△28,000
	② 市営住宅使用料		6,735	70,777	△64,042
	③ 都市計画税充当可能額		543,489	557,990	△14,501
	小計(C)		550,224	656,767	△106,543
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(D)			3,259,368	3,306,807	△47,439
標準財政規模(E)			19,931,179	19,602,312	328,867
実質公債費比率(単年度) [{(A+B)-(C+D)} / (E-D)] × 100 (%)			10.7	10.1	0.6
実質公債費比率(3か年平均)(%)			10.4	10.6	△0.2

エ 将来負担比率について

将来負担比率とは、将来負担する可能性のある負債などの残高の程度を表す指標で、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

将来負担比率 (87.9%)	=	将来負担額 (72,487,267 千円)	－	充当可能財源など (57,831,262 千円)
		標準財政規模 (19,931,179 千円)	－	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (3,259,368 千円)

審査にあたっては、債務負担行為に基づく支出予定額が算定されているか、公営企業債などに対する繰入見込額は一般会計など負担額が正確に計上されているか、退職手当負担見込額が勤続年数別職員数・支給月額・支給率などにより算定され正確に計上されているか、都市計画税など充当可能特定財源、基準財政需要額算入見込額が関係資料に基づき正確に計上されているかを主眼として実施した。

平成27年度の将来負担比率は87.9%で、前年度より4.0ポイント増加している。本指標の早期健全化基準は350.0%とされており、将来の市債償還などの負担額が標準財政規模などに比して著しく過大な状況にはないことが認められる。また、本市の不行財政構造改革プログラムの目標値は100.0%以内である。なお、将来負担比率の内訳は、第5表のとおりである。

第5表 将来負担比率の内訳

(単位:千円)

区分	年度	H27年度	H26年度	増減額
将来負担額	① 一般会計など地方債現在高	42,664,483	41,552,438	1,112,045
	② 債務負担行為に基づく支出予定額	3,669,589	3,432,866	236,723
	③ 公営企業債など繰入見込額	18,335,720	17,055,470	1,280,250
	④ 一部事務組合など負担見込額	2,460,200	2,355,129	105,071
	⑤ 退職手当負担見込額	5,357,275	5,489,303	△132,028
	小計 (A)	72,487,267	69,885,206	2,602,061
充当可能財源など	① 充当可能基金(財政調整基金など)	7,299,235	7,069,984	229,251
	② 充当可能特定収入(都市計画税など)	8,404,095	8,393,379	10,716
	③ 基準財政需要額算入見込額	42,127,932	40,745,151	1,382,781
	小計 (B)	57,831,262	56,208,514	1,622,748
標準財政規模 (C)		19,931,179	19,602,312	328,867
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)		3,259,368	3,306,807	△47,439
将来負担比率 { (A - B) / (C - D) } × 100 (%)		87.9	83.9	4.0

※ 将来負担額の③公営企業債繰入見込額の内訳は、水道事業788,109千円、工業用水道事業1,033,169千円、簡易水道事業276,153千円、下水道事業15,423,180千円、農林業集落排水事業815,109千円となっている。

(2) 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額を、料金収入などの規模で示される事業規模と比較して指標化したもので、それぞれの企業会計における経営状況の深刻度を示すものである。この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが困難になり、公営企業として経営に問題があることになる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{(資金の不足額)}}{\text{(事業の規模)}}$$

- (注) 1 資金の不足額は、公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本とし、法非適用企業については一般会計などの実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。
- 2 事業の規模について、法適用企業は「営業収益の額－受託工事収益の額」、法非適用企業は「営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額」により算出する。

審査にあたっては、資金不足・剰余額及び事業の規模の額が正確に計上されているかを主眼として実施した。平成27年度の公営企業会計に係る資金不足比率については、水道事業、工業用水道事業の法適用企業に係る2会計及び簡易水道事業、下水道事業の法非適用企業に係る2会計すべてが資金剰余の状態であり、資金不足額は生じていないことから「該当なし」となる。なお、経営健全化計画を作成しなければならないとする資金不足比率の経営健全化基準は、20.0%である。

各公営企業の内容を見てみると、水道事業が23億5,075万3千円、工業用水道事業が1億7,568万4千円、下水道事業が309万4千円の資金剰余となっている。公営企業会計の各事業が提供しているサービスは、市民生活にとって欠くことができない重要なものであることから、今後とも、経費の節減と計画的な財政運営によって経営の安定化に努められたい。なお、資金不足比率の内訳は、第6表のとおりである。

第6表 資金不足比率の内訳

(単位:千円・%)

区 分		資金剰余額	事業規模	資金不足比率	
公営企業会計	法適用	水道事業会計	2,350,753	1,890,971	—
		工業用水道事業会計	175,684	38,420	—
	法非適用	簡易水道事業特別会計	0	0	—
		下水道特別会計	3,094	848,304	—

(参考資料)

H26 年度決算に基づく福井県内市町などの健全化判断比率・資金不足比率の状況

(単位:%)

区分	市町名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	公営企業 資金不足比率
福井県内	福井市	—	—	12.0	111.6	—
	敦賀市	—	—	9.4	20.1	—
	小浜市	—	—	11.2	99.5	—
	大野市	—	—	5.7	40.1	—
	勝山市	—	—	8.3	69.0	—
	鯖江市	—	—	10.7	21.9	—
	あわら市	—	—	9.3	41.0	産業団地 12.9
	越前市	—	—	10.6	83.9	—
	坂井市	—	—	9.6	79.2	—
	(9市平均)	—	—	9.6	62.9	
	永平寺町	—	—	12.6	39.9	—
	池田町	—	—	8.4	—	—
	南越前町	—	—	14.7	1.6	—
	越前町	—	—	11.0	24.1	—
	美浜町	—	—	11.7	85.2	—
	高浜町	—	—	9.5	—	—
	おおい町	—	—	2.4	—	—
	若狭町	—	—	14.9	138.4	—
	(8町平均)	—	—	10.7	36.2	
(市・町平均)	—	—	10.1	50.3		
全国市区町村(平均)		—	—	8.0	45.8	
福井県		—	—	15.3	171.1	
(基準値)	①財政再生基準	20%以上	30%以上	35%以上	—	20%以上: 経営健全化団体
	②早期健全化 基準	11.25~15.00% 以上	16.25~20.00% 以上	25%以上	350%以上	
	③起債許可基準	2.50~10.00% 以上	—	18%以上	—	10%以上: 起債許可事業

- (注) 1. 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「—」と表記している。
 2. 実質公債費比率は、平成24年度から平成26年度までの3か年平均
 3. 福井県内の平均値は単純平均値で、全国の平均値は加重平均である。